

定款

株式会社プラツ

初回発効日：1992年07月02日

最終改訂日：2024年09月27日

改訂履歴			
版	発行日	改訂の箇所・内容等	承認
1.0	1992/7/2	原始定款	福岡法務局公証人
	1994/7/11	定款一部変更	社員総会
	1995/6/22	定款一部変更	社員総会
	1999/4/21	定款一部変更	臨時株主総会
	1999/10/20	定款一部変更	臨時株主総会
	2001/9/26	定款一部変更	第 9 期定期株主総会
	2002/9/25	定款一部変更	第 10 期定期株主総会
	2003/9/10	定款一部変更	第 11 期定期株主総会
	2004/9/9	定款一部変更	第 12 期定期株主総会
	2005/9/26	定款一部変更	第 13 期定期株主総会
	2006/9/25	定款一部変更	第 14 期定期株主総会
	2012/9/24	定款一部変更	第 20 期定期株主総会
	2013/9/24	定款一部変更	第 21 期定期株主総会
	2014/9/24	定款一部変更	第 22 期定期株主総会
	2015/1/31	定款一部変更	臨時株主総会
	2015/9/29	定款一部変更	第 23 期定期株主総会
	2018/4/1	定款一部変更	2018 年 2 月 9 日取締役会
	2018/9/27	定款一部変更	第 26 期定期株主総会
	2019/9/24	定款一部変更	第 27 期定期株主総会
	2022/9/27	定款一部変更	第 30 期定期株主総会
	2023/3/2	定款一部変更(附則通りに一部削除)	
	2024/9/27	定款一部変更	第 32 期定期株主総会

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社プラツと称し、英文では PLATZ Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 介護ベッド・マットレス・車椅子等福祉用具の製造、販売
2. 医療用具、医療用機械器具の製造、販売
3. 健康機器・リハビリ機器の製造、販売
4. 家具及び事務用スチール製品、事務用品の製造、販売
5. 前各号に掲げる物品の輸出入及びリース・レンタル及び仲介
6. 高齢者福祉施設の経営
7. 健康食品及び栄養補助食品の企画、製造、輸入、販売及びその仲介
8. 化粧品の研究開発、製造、輸入、販売及びその仲介
9. 貨物運送利用事業
10. 有料職業紹介事業及び求人者・求職者に対する支援サービス、教育訓練、指導員派遣
11. 古物営業法に基づく古物の売買
12. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を福岡県大野城市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、7,840,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の 1 単元の株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 9 条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

(株式取扱規定)

第 11 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるものほか、取締役会において定める株式取扱規定による。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 13 条 定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会

において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10 名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
4. 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することが

できる。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、専任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 増員により、又は補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。
4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期を満了する時までとする。
ただし、補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該補欠の監査等委員である取締役としての選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできないものとする。
5. 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長及び取締役社長各 1 名、並びに取締役副社長 1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 25 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規定)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規定による。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 33 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出

席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会の議事録は、法令で定めることにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。

(監査等委員会規定)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。

(常勤の監査等委員)

第36条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

第6章 計 算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。
2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第39条 当会社は、取締役会の決議により、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合の除斥期間は、支払開始の日から満3年とする。
それ以後は支払の義務を免れる。
2. 未払の配当金には利息をつけない。

以上

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当会社は、会社法第426条の第1項の規定により、第26期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。